

8. 公証役場において国有財産有償貸付合意書（定期借地）の公正証書を締結  
（※財務局と森友学園の双方が公正証書に出席する）

★公正証書作成費用は有償貸付合意書に基づき森友学園が負担

着工予定日までに以上の作業を完了する必要があります

着工後、森友学園が土壌汚染及び地下埋設物除去工事実施

9. 財務局・航空局により作業状況・撤去範囲等の現地確認

森友学園の土壌汚染及び地下埋設物除去工事完了後

10. 森友学園が財務局・航空局に工事関係資料を提出

全体工事費から土壌汚染と地下埋設物撤去に関する部分を特定する必要あり  
マニフェスト、工事写真、支払領収書等の資料提出が必要  
提出資料の詳細については別途連絡

11. 森友学園と財務局・航空局との間で有益費に関する金額協議

国（財務局・航空局）は工事内容及び支払金額について国の基準に基づき検証し、  
有益費として整理する金額について森友学園と協議。  
金額協議が整った後、財務局、航空局、森友学園の三者で合意書（別添資料8）  
を締結予定 → 支払時期・方法については調整中

12. 貸付後の定期報告

- (1) 森友学園は定期借地契約（別添資料5）に基づき、毎年4月30日までに貸付財産の利用状況報告を財務局に提出
- (2) 森友学園は確認書（別添資料7）に基づき、毎年5月31日までに経営、資金状況等を示す書類を財務局に提出。→財務局は同確認書に基づき売買の参考情報を森友学園に提示し、両者で買受時期について協議する。

13. 貸付料の改定（3年に1回）

土壌汚染及び地下埋設物除去の結果、国有地の資産価値が増加するため、貸付料を増額修正 → 貸付料改定時に調整を予定